現 場 説 明 書 追 加 事 項

工事名　　県道佐伯長船線道路改良工事(8-3)

<table>
<tr><th>工　種</th><th>種　別</th><th>説　明　事　項</th></tr>
<tr><td></td><td>技術者の適正配置</td><td>１．請負代金額 4,500万円以上の工事については、主任技術者又は監理技術者は専任とする。ただし、当初契約時における「請負代金額」は「許容価格」と読み替えて適用する。

２．専任となる期間は、工事着手日から工事検査日までとし、修補等の指示を受けた場合は修補完了日までとする。
　なお、この期間における技術者の変更は基本的に認めない。ただし、病気・退職等やむを得ない特別な事情がある場合は、この限りではない。この場合、変更となる事由を書面にて本市に申し出、承認を得ること。</td></tr>
<tr><td></td><td>施工時間帯</td><td>１．本工事の施工時間帯は昼間施工（8:00～17:00）で考えているが、関係機関との協議により、これにより難い場合は監督員と協議すること。</td></tr>
<tr><td></td><td>建設副産物</td><td>本工事から発生する建設発生土については、原則、現場内で利用することとし、搬出する場合においは以下のとおり指定するものとするが、工事間利用調整の状況によっては、設計変更の対象とする。なお、現場において予定していた土質及び土量等に変更があった場合は、速やかに監督員と協議すること。
<table>
<tr><th>種　別</th><th>搬出先住所</th><th>搬出先名称</th><th>片道運搬距離</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>第一種建設発生土</td><td>赤磐市徳富</td><td>㈱TOMORROW'S LAND</td><td>L=7.8km</td><td></td></tr>
<tr><td>30cm未満の岩塊</td><td>赤磐市徳富</td><td>㈱TOMORROW'S LAND</td><td>L=7.8km</td><td>10t車</td></tr>
</table>
１．受入条件については、下記のとおりとする。
１）受入時間帯は、平日の8:00～17:00を予定している。
２）土砂は、異物が混入していない建設発生土とする。

２．　建設発生土の処理については、施工計画書に基づき適正に処理すること。施工計画書に記している処理方法と異なる処理を行った場合は、契約違反となるので注意すること。施工計画書と異なる処理方法を行う場合は、事前に監督員と協議を行うこと。

３．単位体積質量について、各種示方書・指針に使用されている数値を用いているが、現場において試験等を実施した場合はその数値を用いる。</td></tr>
</table>

20260101

<table>
<tr><th>工　種</th><th>種　別</th><th>説　明　事　項</th></tr>
<tr><td>一般事項</td><td>建設副産物</td><td>
本工事から発生する特定建設資材廃棄物（ｺﾝｸﾘｰﾄ塊、ｱｽﾌｧﾙﾄ･ｺﾝｸﾘｰﾄ塊、建設発生木材）及び産業廃棄物は、下記の再資源化施設に搬入するものとし、その再資源化等費（処分費。なお、岡山県内で処理する場合には産業廃棄物処理税相当額、又は、産業廃棄物の処理に係る税の条例が施行されている他の県で処理する場合には各県の産業廃棄物の処理に係る税相当額を含む。）については、見積単価を採用している。なお、運搬に先だち受入条件等を確認し、監督員に報告するものとする。
また、下記再資源化施設については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。但し、現場条件や数量の変更等、受注者の責によらない事項についてはこの限りではない。

特定建設資材廃棄物（建設リサイクル法）
<table>
<tr><th>種　別</th><th>処理場所</th><th>処理施設名</th><th>片道運搬距離</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>ｺﾝｸﾘｰﾄ（無筋）</td><td>岡山市北区御津河内地内</td><td>第一建設㈱</td><td>L=31.2km</td><td></td></tr>
<tr><td>ｺﾝｸﾘｰﾄ（有筋）</td><td>岡山市北区御津河内地内</td><td>第一建設㈱</td><td>L=31.2km</td><td></td></tr>
<tr><td>ｱｽﾌｧﾙﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ</td><td>岡山市東区一日市地内</td><td>㈱誠実興業</td><td>L=15.2km</td><td></td></tr>
<tr><td>建設発生木材</td><td>岡山市北区御津下田地内</td><td>タ マ タ イ 産業㈱</td><td>L=20.1km</td><td></td></tr>
</table>
１．受入条件については、下記のとおりとする。
１）受入時間帯は、平日の8:00～17:00を予定している。
２）ゴミ等を混入させないこと。
３）As殻については路盤材及び土砂の混入がない様努めるものとする。

２．特定建設資材廃棄物の処理については、契約締結時に契約書別紙に記載した施設以外の施設に持ち込みを行う場合は、契約違反となるので注意すること。契約書別紙に記載した施設以外の施設に持ち込みを行う場合は、事前に監督員と協議を行うこと。

産業廃棄物（建設廃棄物処理指針）
<table>
<tr><th>種　別</th><th>処理場所</th><th>処理施設名</th><th>片道運搬距離</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>伐根材</td><td>岡山市北区御津下田地内</td><td>タ マ タ イ 産業㈱</td><td>L=20.1km</td><td></td></tr>
</table>
１．受入条件については、下記のとおりとする。
１）受入時間帯は、平日の8:00～17:00を予定している。
２）ゴミ等を混入させないこと。
</td></tr>
</table>

工　種	種　別	説　明　事　項
一般事項	変更後請負代金額の算出	１．請負代金額に変更があった場合の変更後請負代金額の算出は、次の式による。 変更後請負代金額 ＝（変更後設計金額(税抜)×（当初請負代金額(税込)／当初設計金額(税込)）×（1＋消費税率） 上記の算定式で、括弧内の計算の結果、10,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。
	隣接工事	本工事は、別途法面工事の発注を予定しており、本工事が隣接するため、施工時の交通処理及び施工計画等については相互の連絡調整等を密にし円滑な交通処理等に努めること。
	交通規制	本工事において、極力交通規制が伴わない工法又は、交通規制の期間が短縮される方法について検討し監督員に提出すること。
	ICT活用工事	１ 本工事は、ICT活用工事(施工者希望型）の対象工事であり、「岡山市ICT活用工事試行要領」及び別添の「ICT活用工事特記仕様書」に基づき監督員と協議すること。 ２ 受注者は、契約後にICT活用工事の実施を希望する場合は、施工計画書の提出前に、発注者と協議するものとする。 なお、ICT活用工事の実施を希望しない場合は、その旨を発注者に工事打合せ簿にて報告し、従来の基準等に基づき施工するものとする。 ３　ICT活用工事の実施もしくは辞退に関わらず監督員が示す「ICT活用試行工事アンケート調査」を監督員に提出すること。 https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000004323.html
	その他	１．工事の実施に当たっては、道路交通法第７７条の規定に基づく所轄警察署長の許可を事前に受け一般交通に対する支障を最小限にとどめるものとする。 ２．現道の交通処理については、万全を期するものとする。また、工事中一般交通等に支障を及ぼさないように安全確保に努めること。 ３．公安委員会や地元との協議等に伴う要望事項については、監督員に報告すること。 ４．工事期間中、沿道住民等の第三者により苦情、又は意見があった場合は丁寧に対応し直ちに監督員に報告するとともに適切な処置を講じなければならない。 ５．工事中の一般交通開放区間の路面状況については、常時点検を行い特に注意を払い、万一凹凸等が生じた時は速やかに監督員に連絡し、対策を講じるものとする。 ６．施工に際し、現道の路面を損傷あるいは汚損しないようにすること。尚、路面汚損防止対策が必要な場合は、監督員と協議すること。 ７．現地の状況により既設構造物施設等の取壊し、復旧及び移設等の必要が生じた場合は、監督員と協議すること。

工　種	種　別	説　明　事　項
一般事項	その他	８．残土等の搬出に際し、公道等の路面汚濁防止に努め、舗装等の補修が必要となった場合は、監督員と協議すること。 ９．本工事箇所は、とくに生活環境を保全する必要がある地域であるので施工に当たっては低騒音型、低振動型建設機械指定要領に基づき指定されている建設機械を使用するものとする。 10.　本工事は、山陽自動車道と近接しているため西日本高速道路㈱と調整が必要となった場合は監督員の指示に従い、提出書類等を作成すること。 11.　本工事は美作岡山道路（県道佐伯長船線）塩納地区安全対策協議会の対象工事である。 （１）工事着手前に当協議会用の資料を作成して協議会に参加し、地元住民への説明を行うこと。当資料として必要な主な内容は、以下のとおりである。 ・作業工程表、交通安全対策、作業機械の種別、作業時の駐車位置、作業内容、重機資材搬送計画、周辺環境への対策（住環境など）、その他、監督員と協議すること。 （２）作業中に当該協議会から協議を求められた場合は速やかに監督員に報告し、その内容を協議会に諮ること。 12.　工事関係車両の進入路は、指定ルート以外は使用できない。 また、地元の生活道路は原則、通行できない。 13.　民地境界に近接して施工する箇所については、事前測量時に境界を復元し、境界を侵さないことを確認して施工すること。また、施工範囲が保安林の解除範囲内であることを確認すること。 14.　降雨時には、本現場から多量の濁水発生や落石の可能性があるため、抑制のための対策を十分にとること。土砂が用水路等に流出した際には、速やかに撤去するとともに、かけ溝の清掃等、日常の管理を行うこと。また、泥水が流出しないよう、沈砂池の管理を徹底すること。 15.　中硬岩の掘削の方法は発破併用掘削としているが、隣地箇所に中国電力が管理している鉄塔があり、１回の爆薬の量について制約を受けることがある。 また発破作業時は供用中の道路の通行規制等を行い安全を確保すること。

工　種	種　別	説　明　事　項
施工一般	一般事項	１．施工中の民地への通路は確保するものとし、形態等については別途監督職員と協議すること。
道路土工	掘削工	１．掘削土質は、土砂、軟岩及び中硬岩で、施工を２班で見込んでいる。
仮設工	交通誘導警備員等	１．交通誘導警備員を下記の通り見込んでいる。 交通誘導警備員Ｂ（昼間交替要員無し）　356人 なお、配置場所等については、監督員と協議すること。
	その他	現地の状況により他の仮設の必要が生じた場合は、監督員と協議すること。
共通仮設費	安全費	架空線及び架空電線の防護措置について ・架空線及び架空電線の防護措置に係る費用は計上していないが、契約後、発注者、受注者及びＮＴＴ又は中国電力の協議により必要となった場合は、設計変更の対象とする。 ・防護措置に係る協議等について、ＮＴＴ又は中国電力への依頼は受注者が行うこととする。また、協議は、受注者の施工計画書作成段階において行うこととする。
その他	建設発生土の工事間流用	建設発生土の工事間流用が実施され変更事項が生じた場合は、発注者の指示にしたがい設計変更の対象とする。但し、原則として後者発注工事で変更処理する。
	工事協議会	本工事の受注者は、別紙１「美作岡山道路建設工事協議会の安全対策と工程管理について」のとおり、「美作岡山道路建設協議会」に参加すること。